

# 意見書

平成 12 年 8 月 23 日

電気通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 2 1

(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ

氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお  
代表取締役社長 千本 倅生

電気通信審議会議事規則第5条の2及び接続に関する議事手続細則第2条の規定により、平成12年7月26日付け郵通議第3050号で公告された郵政省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 加入者回線等のアンバンドルに関する郵政省令案に対する弊社の意見

### 1. はじめに

今回、加入者回線等のアンバンドルに関する郵政省令案に対して、弊社が再意見を述べさせていただく機会をあたえていただきましたことに、感謝の意を表します。

弊社のDSLサービスもエリア拡大を積極的に進めており、現在、加入者も増加し、本年10月からの商用化サービスに向けて、今回の省令改正案により加入者増に一層拍車がかかることが期待されます。

以下、弊社の再意見を述べさせていただきます。

## 2. 意見について

### 【1】電気通信事業法施行規則改正案について

#### (1) 接続箇所について

(指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 法第三十八条の二第三項第一号イの郵政省令で定める箇所は、次のとおりとする。

二 指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所

二 指定市内交換局に設置される主配線盤（電気信号の伝送に係るものに限る。）

三 指定市内交換局に設置される伝送装置における、指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 指定市内交換局において、指定市内伝送路設備又は指定中継系伝送路設備と指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 指定市内交換局に設置される指定端末系交換等設備における、指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 指定中継交換局において、指定中継系伝送路設備又は当該指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている指定中継系交換等設備間の伝送路設備と指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

八 電気通信役務の制御を行うための信号（以下単に「信号」という。）の交換を行う設備（以下「信号用中継交換機」という。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに指定市内交換局及び指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

## 1. 接続箇所の追加について

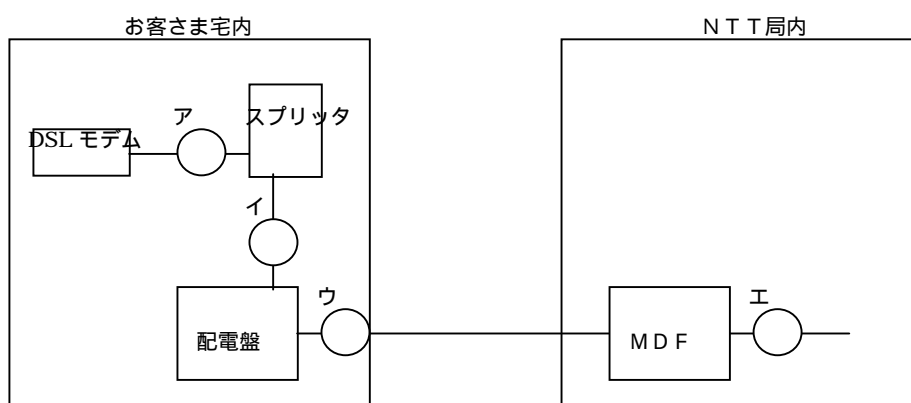
### ドライカップとラインシェアリングについて

ドライカップとラインシェアリングを利用したxDSLサービスを提供するために必要な接続箇所が標準的接続箇所として追加されたことに賛成いたします。

アンバンドル要素として、NTT局舎からお客様宅内までのメタル伝送路、お客様宅内の屋内配線、及びお客様宅内に設置するスプリッタがあると考えられますので、お客様宅内のMDFも第一項「指定端末系伝送路における、利用者の電気通信設備の側の箇所」という接続箇所に含まれていると理解しております。

したがって、メタル回線の接続箇所としては以下の箇所となります。

- ア．お客様宅内のDSLモデムとスプリッタの間
- イ．お客様宅内のスプリッタのNTTメタル回線側
- ウ．お客様宅内のMDFのNTTメタル回線側（お客様宅内がビルの場合など）
- エ．NTT局内のMDF



### 光ファイバのアンバンドルについて

今回の接続箇所としてはDSLが目的のため、省令改正案では「(電気信号の伝送に係るものに限る)」とメタル回線のみアンバンドルと限定されていますが、光ファイバのアンバンドルについても早急に検討していただけるよう強く要望いたします。

光ファイバのアンバンドルにつきましては、端末回線のダークファイバ、及びNTT東西の各GC局間を接続する局間回線のダークファイバの提供を、弊社からNTT東西に要望しているにもかかわらず接続対象にしないでいただいております。

現在、事業法では、「技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして郵政省令で定める箇所」となっておりますので、端末回線及び局間回線のダークファイバについてぜひ省令に追加していただけるようご検討をお願いいたします。

xDSLを含むブロードバンドサービスでは、1加入者のトラフィックが数Mb/sとなり、全体のトラフィックが等比級数的に増加する可能性があることから、柔軟なトラフィックコントロールのために不可欠であるとともに、早期のブロードバンド普及を促進するためにもダーク

ファイバのアンバンドルは必要と考えます。

なお、ダークファイバの接続は技術的に可能であり、米国では地域通信の公正有効競争促進のためにILEC（既存地域電話会社）にダークファイバのアンバンドル提供義務が課せられています。

また、他社のダークファイバ料金が約120円/芯m・年程度で普及しているのに比べ、NTT東西の光ファイバのコスト約80円/芯m・年程度と想定されること、また、ブロードバンドのニーズが利用者・事業者ともに高いこと、NTT東西にとってもダークファイバを他事業者にアンバンドルすることで光ファイバの投資回収が進みF T T H（Fiber To The Home）を促進することから考えても、ダークファイバ提供はNTT東西にとって経済的に可能であるだけでなく、NTT東西及び接続事業者の通信料金の低下につながると思われます。

### <米国の事例>

「FCCが定めるネットワーク要素のアンバンドル・ルール」

IncumbentLECs（既存地域電話会社）が、最低限、アンバンドルしなければならないネットワーク要素のうち、端末回線のダークファイバと局間回線のダークファイバが含まれています。

出典；FCC99-238 “FCC promotes local telecommunications competition adopts rules on unbundling of network elements” より（1999年11月15日リリース）

[http://www.fcc.gov/Bureaus/Common\\_Carrier/News\\_Releases/1999/nrcc9066.html](http://www.fcc.gov/Bureaus/Common_Carrier/News_Releases/1999/nrcc9066.html)

#### A．端末回線（loops）

- ・ 大容量回線（high-capacity lines）
- ・ xDSLが可能な回線（xDSL-capable loops）
- ・ ダークファイバ（dark fiber）
- ・ ILECが所有している屋内配線（inside wire owned by the incumbent LEC）
- ・ 高周波数帯域（the high frequency portion of the loop）  
（高周波数帯域については、FCC99-355によりアンバンドル義務が課せられた）

#### B．専用型局間伝送設備（dedicated interoffice transmission facilities）

- ・ 専用型局間伝送設備もしくは伝送をダークファイバも含めてアンバンドルしなければならない（Incumbent LECs must unbundle dedicated interoffice transmission facilities, or transport, including dark fiber）

## 2．技術的条件について

お客さま宅内の接続設備（スプリッタやモデムなど）の技術的条件を定める場合は、新しい技術が導入される際には、早期に対応していただけるようお願いいたします。

## 3．DSLモデムの売り切りの早期実現について

今後、DSLモデムの技術基準が設定され、DSLモデムの売り切りの早期実現となるようお願いいたします。

## ( 2 ) 接続機能について

( 指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準 )

第二十三条の四

2 法第三十八条の二第三項第一号口の郵政省令で定める機能は、次の表のとおりとする。

端末回線伝送機能	帯域透過 端末回線 伝送機能	指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び基地局設備（端末設備との間の伝送において電波を使用するものをいう。以下この項において同じ。）との間を伝送するものを除く。）
	帯域分割 端末回線 伝送機能	指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。）
	基地局設備用端末回線伝送機能	指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）により通信を伝送する機能（基地局設備との間を伝送するものに限る。）
	その他端末回線伝送機能	指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。）により通信を伝送する機能
端末系交換機能		（略）
インタフェース加入者モジュール折返し機能		インタフェース加入者モジュールを用いて、端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、当該設備に収容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能
（以下略）		

3 ( 略 )

## 1. ドライカップとラインシェアリングの機能について

ドライカップとラインシェアリングの機能を追加していただいたことを高く評価いたします。

ラインシェアリングのメタル回線部分の接続料は接続にかかる増分費用のみにすべきだと考えます。なぜなら、NTT東西はNTT電話サービスの基本料で回線に関する費用を全て回収しており、そのコストをラインシェアリングの接続料で回収することは二重取りになるからです。ドライカップについても、障害時の受付窓口は接続事業者になっており、NTT東西の電話サービスの受付窓口のコストなど直接関係のないコストは厳密に控除されるべきと考えます。

したがって、このような費用の違いが反映されるような接続料となるようお願いいたします。

また、当然のことながら、施設設置負担金に相当するコストは接続料から控除して算定されるべきだと考えます。

## 2. メタルと光の分計について

端末系伝送路の接続料は、メタルと光とに分計して算定されるべきだと考えます。これは、メタルと光では耐用年数（減価償却費算定の際の償却年数）が異なること、最近の新規投資はほとんどが光ファイバで多額の投資を行っていること（下表「NTTの光化計画」参照）によってメタルの方が光ファイバより減価償却が進んでいること、以上の理由により、メタルと光とに区別して算定されるべきだと考えます。

メタルと光の分計については、設備の耐用年数も異なることから、取得原価、簿価、減価償却費ともにすでに分計されたものがNTT東西に存在するため、NTT東西がメタルと光を分計して接続料を算定することは容易であります。

なお、現行の指定電気通信設備の接続会計規則では、端末系伝送路はメタルと光とが分計されていないため、分計されるよう要望いたします。

また、端末系伝送路のうち、メタル及び光以外の資産は、管路や電柱等の土木設備がほとんどを占めますが、この費用配賦についても恣意的になることのないよう、配賦基準及び算定根拠及び算定結果を明確にすべきだと考えます。

(表) NTTの光化計画

	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
光ファイバの 年間投資額 (計画値)				
加入者系	約 2,400 億円	約 2,400 億円	約 2,400 億円	— 約 2,000 億円
中継系ほか	約 2,680 億円	約 2,820 億円	N/A	N/A
増分線路亘長				
市内光	約 1.1 万 km	約 1.2 万 km	約 1.2 万 km	N/A
中継・市外光	約 1.2 万 km	約 1.3 万 km	約 0.8 万 km	
メタル	約 -1.2 万 km	約 -0.5 万 km	約 0 万 km	

郵政省・NTT開示資料より作成

光ファイバの年間投資額 (出典; 郵政省「日本電信電話会社の事業計画の認可」)

平成 8 年度、平成 9 年度

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/970328j605.html>

平成 10 年度

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/980331j604.html>

平成 11 年度

— アクセス網の光化投資 分割前約 2,600 億円 分割後約 2,000 億円

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/990331j602.html>

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/991029j601.html>

平成 12 年度

アクセス網の光化投資 約 1,900 億円

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/000331j602.html>

増分線路亘長 (出典; NTT「インフォメーションNTT1999」)

[http://www.ntt.co.jp/databook/006/006\\_01.html](http://www.ntt.co.jp/databook/006/006_01.html)

### 3. メタル回線の残置について

メタル回線の残置については、他のパブリックコメントでもお願いしましたが、重ねて強く要望します。なぜなら、メタルを残置しても光化は可能であることから、メタル線を撤去する必要が特にみられないのに恣意的に撤去する理由はないし、除却費や撤去費用という形で加入者回線の費用増につながるからです。したがって、DSLサービスの提供を望む利用者が存在する限りは、老朽化等やむをえない場合を除き、メタル回線の撤去はしないことを原則とすべきであります。

以上